

各 位

会社名 株式会社 三和銀行  
代表者名 頭取 室町 鐘緒  
(コード番号 8320 東証第1部、大証第1部、京都)

会社名 株式会社 東海銀行  
代表者名 頭取 小笠原 日出男  
(コード番号 8321 東証第1部、大証第1部、名証第1部)

会社名 東洋信託銀行 株式会社  
代表者名 社長 横須賀 俊六  
(コード番号 8407 東証第1部、大証第1部)

株式会社三和銀行・株式会社東海銀行・東洋信託銀行株式会社の  
株式移転による完全親会社設立に関する株主総会決議のお知らせ

平成12年12月20日および平成12年12月21日開催の各行の各種種類株主総会ならびに平成12年12月21日開催の各行臨時株主総会において、株式会社三和銀行、株式会社東海銀行、東洋信託銀行株式会社（以下、3行）が株式移転により共同で完全親会社を設立することおよび3行の定款の一部変更について、次頁以下の内容にて承認可決されましたのでお知らせいたします。

< 本件に関するお問い合わせ先 >

株式会社三和銀行	広報部	06 - 6206 - 8134
	広報部(東京)	03 - 5252 - 1236
株式会社東海銀行	広報部(名古屋)	052 - 211 - 0901
	広報部(東京)	03 - 3277 - 0342
東洋信託銀行株式会社	広報室	03 - 3218 - 0775

## 1. 株式移転を必要とする理由

株式会社三和銀行、株式会社東海銀行および東洋信託銀行株式会社（以下「3行」という。）は、“革新的な総合金融サービス”を提供する“新しい金融サービス業”の創造と、“スピードと先進性に満ちたダイナミックな事業展開”による企業価値・株主利益の向上を目指し、共同で持株会社「株式会社UF」ホールディングス」を設立することで合意いたしました。なお、グループ名称は「UF」グループ」といたします。

3大都市圏における堅固な営業基盤の確立に加え、総合金融機能の大幅な拡充を実現するこの経営統合により、今後「UF」グループ」は一層の経営効率向上はもとより、高度化・多様化するお客様のニーズに最も的確にお応えしていく“本邦随一の総合金融グループ”を目指してまいります。

## 2. 株式移転の内容

### (1) 設立する完全親会社の定款

「株式会社UF」ホールディングスの定款の内容は、後記の「株式会社UF」ホールディングス定款」（23頁～29頁）に記載のとおりであります。

### (2) 設立する完全親会社が株式移転に際して発行する株式の種類および数

「株式会社UF」ホールディングスが株式移転に際して発行する株式の種類および数は、次のとおりであります。

ただし、これらの株式数は、平成12年11月20日現在の3行の発行済株式数を基礎として算定したものであり、3行が発行した優先株式または東洋信託銀行株式会社が発行した転換社債につき、その翌日以降株式移転の日の前日までに普通株式への転換があった場合には、後記の「株式会社UF」ホールディングス定款」附則第1条第3項の記載に従い、各種類の株式の数をそれぞれ加減した数といたします。

普通株式	4,727,029 13 株
第一種の優先株式	50,000 株
第二種の優先株式	200,000 株
第三種の優先株式	50,000 株
第四種の優先株式	150,000 株
第五種の優先株式	150,000 株
第六種の優先株式	80,000 株
第七種の優先株式	200,000 株

(3) 各種優先株式の内容

「株式会社UFJホールディングス」が株式移転に際して発行する各種優先株式の内容は、後記の「株式会社UFJホールディングス定款」第12条から第20条まで、第43条および附則第4条ならびに後記の「各種優先株式についての転換の定め」(30頁～44頁)に記載のとおりであります。

(4) 3行の株主に対する株式の割当て

株式移転に際して、3行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、それぞれ次表の対応関係に従い、同表に記載のと通りの割合をもって、「株式会社UFJホールディングス」の株式の割当てを受けるものといたします。

3行の普通株式	割当てを受ける「株式会社UFJホールディングス」の株式
株式会社三和銀行 普通株式 1,000株	普通株式 1株
株式会社東海銀行 普通株式 1,000株	普通株式 0.62株
東洋信託銀行株式会社 普通株式 1,000株	普通株式 0.46株

3行の優先株式		割当てを受ける「株式会社UFJホールディングス」の株式
株式会社三和銀行	第一回優先株式 1,000株	第一回第一種優先株式 1株
	甲種第一回優先株式 1,000株	第二回第二種優先株式 1株
株式会社東海銀行	第1回優先株式(甲種優先株式) 1,000株	第三回第三種優先株式 1株
	第2回優先株式(乙種優先株式) 1,000株	第四回第四種優先株式 1株
	第3回優先株式(乙種優先株式) 1,000株	第五回第五種優先株式 1株
東洋信託銀行株式会社	第一回第一種優先株式 1,000株	第六回第六種優先株式 1株
	第二回第一種優先株式 1,000株	第七回第七種優先株式 1株

(5) 設立する完全親会社の資本の額および資本準備金

「株式会社UFJホールディングス」の資本の額および資本準備金は、次のとおりであります。

資本の額：1兆円

資本準備金：株式移転の日に、3行に現存する純資産額の合計額から、上記資本の額を控除した額。

(6) 株式移転をなすべき時期

平成13年4月1日といたします。

また、「株式会社UFJホールディングス」の設立登記は、平成13年4月2日に行います。

ただし、株式移転の手続きに関し、必要あるときは、3行が協議のうえ、これを変更することができるものといたします。

なお、新たに設立される「株式会社UF」ホールディングスは、商法の規定により、その最初の営業年度に関する中間配当（商法第293条15の規定による金銭の分配）を行うことができません。

従いまして、「株式会社UF」ホールディングスの最初の営業年度に関する期を通じての配当は、平成14年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載された端株主に対し、一括して、期末の利益配当金として支払われることとなります。

(7) 3行が株式移転の日までにする利益の配当の限度額（配当支払の基準日が株式移転の日以前であり、配当がその後に支払われる場合を含みます。）

3行は、平成13年3月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、次の金額を限度として、利益の配当を行います。

株式会社三和銀行 : 総額12,694,440,126円  
普通株式1株当り3円50銭  
第一回優先株式1株当り18円75銭  
甲種第一回優先株式1株当り7円95銭  
ただし、平成12年11月21日から平成13年3月31日までの間に株式会社三和銀行の発行済株式数に増減があった場合、総額については、増減のあった各種類の株式数に、当該各種類の株式1株当りの利益配当金の額を乗じた額を増減額できるものといたします。

株式会社東海銀行 : 総額12,450,769,285円  
普通株式1株当り3円50銭  
第1回優先株式(甲種優先株式)1株当り34円37銭5厘  
第2回優先株式(乙種優先株式)1株当り9円30銭  
第3回優先株式(乙種優先株式)1株当り9円70銭  
ただし、平成12年11月21日から平成13年3月31日までの間に株式会社東海銀行の発行済株式数に増減があった場合、総額については、増減のあった各種類の株式数に、当該各種類の株式1株当りの利益配当金の額を乗じた額を増減額できるものといたします。

東洋信託銀行株式会社 : 総額3,676,922,253円  
普通株式1株当り2円50銭  
第一回第一種優先株式1株当り2円65銭  
第二回第一種優先株式1株当り5円75銭  
ただし、平成12年11月21日から平成13年3月31日までの間に東洋信託銀行株式会社の発行済株式数に増減があった場合、総額については、増減のあった各種類の株式数に、当該各種類の株式1株当りの利益配当金の額を乗じた額を増減額できるものといたします。

(8) 設立する完全親会社の取締役

「株式会社UF」ホールディングスの取締役は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する3行の 株 式 数
室 町 鐘 緒 (昭和13年11月4日生)	昭和36年4月 株式会社三和銀行入行 平成元年6月 同行取締役 平成5年6月 同行常務取締役 平成6年6月 同行常務取締役国際本部長 平成7年12月 同行専務取締役国際本部長 平成10年4月 同行専務取締役 平成10年5月 同行副頭取 平成11年6月 同行頭取(現任) 他の会社の代表状況 株式会社三和銀行頭取	株式会社三和銀行 39,258株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 0株
横 須 賀 俊 六 (昭和15年3月3日生)	昭和37年4月 東洋信託銀行株式会社入社 昭和62年6月 同社取締役 平成2年6月 同社常務取締役 平成7年6月 同社専務取締役 平成9年6月 同社取締役副社長 平成11年3月 同社取締役社長(現任) 他の会社の代表状況 東洋信託銀行株式会社取締役社長	株式会社三和銀行 0株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 41,100株
西 垣 覚 (昭和10年3月4日生)	昭和33年4月 株式会社東海銀行入行 昭和60年6月 同行取締役 昭和63年6月 同行常務取締役 平成4年6月 同行専務取締役 平成5年9月 同行取締役副頭取 平成6年6月 同行取締役頭取 平成10年4月 同行取締役会長 平成12年4月 同行相談役(現任)	株式会社三和銀行 0株 株式会社東海銀行 36,031株 東洋信託銀行株式会社 0株
内 藤 碩 昭 (昭和12年3月11日生)	昭和35年4月 株式会社三和銀行入行 昭和63年6月 同行取締役 平成2年5月 同行常務取締役 平成4年6月 同行専務取締役 平成6年6月 同行副頭取 平成11年6月 同行会長(現任)	株式会社三和銀行 35,101株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 0株

氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する3行の 株 式 数
<p>中 澤 進 (昭和12年11月21日生)</p>	<p>昭和36年4月 東洋信託銀行株式会社入社 昭和61年6月 同社取締役 平成元年6月 同社常務取締役 平成5年3月 同社専務取締役 平成6年2月 同社取締役副社長 平成10年6月 同社顧問 平成11年6月 同社退職 平成11年6月 東洋信総合ファイナンス 株式会社取締役会長 平成12年6月 同社取締役退任 平成12年6月 東洋信オフィスサービス 株式会社取締役会長 平成12年8月 同社取締役退任 平成12年9月 東洋信託銀行株式会社顧問 (現任)</p>	<p>株式会社三和銀行 0株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 46,650株</p>
<p>板 垣 宏 (昭和5年8月16日生)</p>	<p>昭和28年4月 帝人株式会社入社 昭和52年6月 同社取締役 昭和57年6月 同社常務取締役 昭和61年6月 同社専務取締役 平成元年6月 同社取締役社長 平成9年6月 同社取締役会長 平成11年6月 株式会社三和銀行取締役(現任) 平成11年6月 帝人株式会社相談役(現任)</p>	<p>株式会社三和銀行 4,000株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 0株</p>
<p>内 海 孚 (昭和9年5月17日生)</p>	<p>昭和32年4月 大蔵省入省 昭和57年6月 東海財務局長 昭和58年5月 在アメリカ合衆国日本国 大使館特命全権公使 昭和61年6月 大蔵省国際金融局長 平成元年7月 同省財務官 平成3年7月 同省退官 平成4年4月 慶應義塾大学教授 平成12年9月 財団法人国際金融情報セン ター理事(現任)</p>	<p>株式会社三和銀行 0株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 0株</p>
<p>奥 田 碩 (昭和7年12月29日生)</p>	<p>昭和30年4月 トヨタ自動車販売株式会社 入社 昭和57年7月 トヨタ自動車株式会社取締役 昭和62年9月 同社常務取締役 昭和63年9月 同社専務取締役 平成4年9月 同社取締役副社長 平成7年8月 同社取締役社長 平成11年6月 同社取締役会長(現任) 他の会社の代表状況 トヨタ自動車株式会社取締役会長</p>	<p>株式会社三和銀行 0株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 0株</p>

氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する3行の 株 式 数
<p>鈴木 哲夫 (大正13年12月5日生)</p>	<p>昭和19年4月 東洋光学硝子製造所入社 昭和32年2月 株式会社保谷クリスタル硝子製造所取締役社長 昭和35年11月 株式会社保谷硝子取締役社長 昭和59年10月 H O Y A 株式会社取締役社長 平成5年6月 同社取締役会長 平成11年6月 株式会社三和銀行取締役(現任) 平成12年6月 HOYA株式会社名誉会長(現任)</p>	<p>株式会社三和銀行 102,314株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 0株</p>
<p>小笠原 日出男 (昭和13年7月28日生)</p>	<p>昭和37年4月 株式会社東海銀行入行 平成2年6月 同行取締役 平成5年6月 同行常務取締役 平成7年6月 同行専務取締役 平成8年6月 同行取締役副頭取 平成10年4月 同行取締役頭取(現任) 他の会社の代表状況 株式会社東海銀行取締役頭取</p>	<p>株式会社三和銀行 0株 株式会社東海銀行 33,300株 東洋信託銀行株式会社 0株</p>
<p>望 月 高 世 (昭和18年12月21日生)</p>	<p>昭和41年4月 株式会社三和銀行入行 平成4年6月 同行取締役 平成6年6月 同行取締役企画部長 平成7年12月 同行常務取締役企画部長 平成8年6月 同行常務取締役 平成11年6月 同行専務取締役(現任) 他の会社の代表状況 株式会社三和銀行専務取締役</p>	<p>株式会社三和銀行 17,000株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 0株</p>
<p>杉 原 武 (昭和19年8月12日生)</p>	<p>昭和43年4月 株式会社東海銀行入行 平成7年6月 同行取締役企画部長 平成8年5月 同行取締役融資企画部長 平成9年6月 同行常務取締役融資企画部長 平成10年5月 同行常務取締役プロジェクトカンパニー長兼融資企画部長 平成11年5月 同行常務取締役プロジェクトユニット長 平成12年4月 同行専務取締役(現任) 他の会社の代表状況 株式会社東海銀行専務取締役</p>	<p>株式会社三和銀行 0株 株式会社東海銀行 16,550株 東洋信託銀行株式会社 0株</p>

(注) 奥田 碩氏は、トヨタ自動車株式会社の代表取締役であり、「株式会社UF」ホールディングスの完全子会社となる株式会社三和銀行、株式会社東海銀行および東洋信託銀行株式会社は、同社との間で経常的な金融取引を行っております。また、東洋信託銀行株式会社は、同社の名義書換代理人であります。

(9) 設立する完全親会社の監査役

「株式会社UF」ホールディングスの監査役は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する3行の株式数
伊藤 庄一 (昭和12年7月16日生)	昭和36年4月 株式会社三和銀行入行 平成2年6月 株式会社三和総合研究所 取締役 平成4年7月 株式会社三和銀行退職 平成5年6月 株式会社三和総合研究所 取締役退任 平成5年6月 株式会社三和銀行監査役 平成6年6月 同行常任監査役(現任)	株式会社三和銀行 16,121株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 6,038株
小林 隆夫 (昭和16年8月5日生)	昭和39年4月 東洋信託銀行株式会社入社 平成2年6月 同社取締役 平成5年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成11年3月 同社取締役副社長 平成12年5月 同社取締役 平成12年6月 同社常任監査役(現任)	株式会社三和銀行 0株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 29,030株
杉江 信夫 (昭和25年4月23日生)	昭和48年4月 株式会社東海銀行入行 平成7年5月 同行法務部長 平成10年2月 同行横浜支店長 平成11年6月 同行検査部長 平成12年6月 同行常勤監査役(現任)	株式会社三和銀行 0株 株式会社東海銀行 12,763株 東洋信託銀行株式会社 0株
小林 幹司 (昭和9年4月3日生)	昭和33年3月 日本生命保険相互会社入社 昭和61年7月 同社取締役 昭和63年10月 同社常務取締役 平成3年3月 同社専務取締役 平成5年3月 同社取締役副社長 平成9年4月 同社取締役副会長(現任) 平成12年6月 株式会社三和銀行監査役(現任) 他の会社の代表状況 日本生命保険相互会社取締役副会長	株式会社三和銀行 0株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 0株
浜田 広 (昭和8年4月28日生)	昭和32年4月 株式会社リコー入社 昭和50年5月 同社取締役 昭和55年6月 同社常務取締役 昭和56年4月 同社専務取締役 昭和58年4月 同社取締役社長 平成8年4月 同社取締役会長(現任) 他の会社の代表状況 株式会社リコー取締役会長	株式会社三和銀行 0株 株式会社東海銀行 0株 東洋信託銀行株式会社 0株

- (注)1. 小林幹司氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役であり、「株式会社UF」ホールディングスの完全子会社となる株式会社三和銀行、株式会社東海銀行および東洋信託銀行株式会社は、同社から劣後特約付借入を行っているほか、同社との間で経常的な金融取引を行っております。
2. 浜田 広氏は、株式会社リコーの代表取締役であり、「株式会社UF」ホールディングスの完全子会社となる株式会社三和銀行および株式会社東海銀行は、同社との間で経常的な金融取引を行っております。
3. 伊藤庄一、小林幹司および浜田 広の3氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の要件を充たしております。

(10) 取締役および監査役の報酬額

「株式会社UFJホールディングス」の取締役・監査役それぞれの報酬総額は、3行の報酬総額、その他諸般の事情を考慮して、取締役の報酬総額を月額50百万円以内、監査役の報酬総額を月額15百万円以内といたします。

なお、「株式会社UFJホールディングス」の設立時の取締役の員数は12名、監査役の員数は5名となる予定であります。

(11) 設立する完全親会社の会計監査人

「株式会社UFJホールディングス」の会計監査人は、次の2名であります。

名 称	中央青山監査法人
事 務 所	・主たる事務所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル
沿 革	・昭和43年12月 監査法人中央会計事務所設立 ・昭和53年4月 扶桑監査法人(昭和48年4月設立)、監査法人千代田事務所(昭和44年7月設立) および監査法人辻監査事務所(昭和45年1月設立)の合併により新光監査法人となる ・昭和58年6月 青山監査法人設立 ・昭和63年7月 監査法人中央会計事務所と新光監査法人の合併により中央新光監査法人となる ・平成5年7月 中央監査法人に名称を変更 ・平成12年4月 中央監査法人と青山監査法人の合併により中央青山監査法人となる
概 要	・公認会計士1,285名、会計士補635名、その他563名 ・国内事務所27か所、海外駐在25か所 ・監査関与会社等4,798

名 称	監査法人トーマツ
事 務 所	・主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル
沿 革	・昭和61年10月 等松・青木監査法人(昭和43年5月設立)と監査法人サンワ事務所(昭和48年6月設立) の合併により、サンワ・等松青木監査法人となる ・昭和63年4月 監査法人丸の内会計事務所(昭和43年12月設立)と合併 ・昭和63年10月 監査法人西方会計士事務所(昭和44年8月設立)および監査法人札幌第一会計(昭和51 年4月設立)と合併 ・平成2年2月 サンワ・等松青木監査法人と監査法人三田会計社(昭和60年6月設立)の合併により、 監査法人トーマツとなる
概 要	・公認会計士1,131名、会計士補564名、その他480名 ・国内事務所26か所、連絡事務所6か所、海外駐在39か所 ・監査関与会社等5,172

(いずれも平成12年10月1日現在)

(12) 共同設立に関する事項

3行は、共同して「株式会社UFJホールディングス」を設立いたします。

### 3. 商法第366条第1項第2号の株式の割当てに関する説明

#### 株式移転比率算定理由書

株式会社三和銀行（以下「三和銀行」という）、株式会社東海銀行（以下「東海銀行」という）、東洋信託銀行株式会社（以下「東洋信託銀行」という）は、平成13年4月2日をもって株式移転により完全親会社となる「株式会社UF」ホールディングスを共同で設立する予定であります。三和銀行、東海銀行、東洋信託銀行（以下「3行」という）のそれぞれの株式に割当てられる「株式会社UF」ホールディングスの株式の数の比率（以下「株式移転比率」という）を以下のとおり決定いたしました。

3行は、株式移転比率の決定に際して相互にデュ・ディリジェンスを行うと同時に、ゴールドマン・サックス証券会社およびメリルリンチ証券会社を共同の財務アドバイザーとして採用し、グローバルに採用されている株式移転比率算定方法等のアドバイスを受け、3行の株価、1株当り純資産、1株当り収益等を勘案しながら協議を重ねてまいりました。その結果、平成12年10月4日に、3行のそれぞれの普通株式（額面50円）1,000株に対して割当てられる「株式会社UF」ホールディングスの普通株式（額面50,000円）は、三和銀行が1株、東海銀行が0.62株、東洋信託銀行が0.46株（以下「普通株式移転比率」という）であることをそれぞれの取締役会において承認し、普通株式移転比率の決定に重大な影響を与える事項が発生した場合には協議を実施することを前提として、3行の間で合意いたしました。

3行は、上記取締役会決議に先立ち、普通株式移転比率に関する意見をゴールドマン・サックス証券会社およびメリルリンチ証券会社に対して求め、両社は、市場株価分析、修正純資産分析、収益還元（DCF）分析、およびその他適当と判断する方法に基づいて分析を進めてまいりました。その結果、3行の取締役会は、平成12年10月4日現在において、普通株式移転比率が財務的見地から妥当である旨の意見表明を受けております（注1、注2）。

さらに、3行は、平成12年11月22日開催の取締役会において、普通株式移転比率の前提となる諸条件に重大な変更がなく、普通株式移転比率を変更する必要のない旨を確認しました。併せて、普通株主および優先株主の公平性の観点から、普通株式移転比率のもとで、3行が発行する各種優先株式に対し、「株式会社UF」ホールディングスがそれぞれ同等の各種優先株式を割当てること合意いたしました。

ゴールドマン・サックス証券会社およびメリルリンチ証券会社は、3行から平成12年10月4日以降、普通株式移転比率に影響を与える重大な事項が生じていない旨の確認を得た上で、普通株式移転比率は平成12年11月22日現在において3行にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を3行の取締役会に提出しております（注3）。

注1. ゴールドマン・サックス証券会社が平成12年10月4日意見表明にあたって使用した主要な評価方法および分析結果の概要は以下のとおりであります。

(1) 3行が「基本合意書」を締結し、経営統合について発表した日の前日である平成12年7月4日の東京証券取引所における3行の普通株式の終値、ならびに同日を遡る1週間、1か月間、3か月間および

6 か月間の終値の平均に基づく株式移転比率は、三和銀行 1 に対し、東海銀行 0.57 から 0.63、東洋信託銀行 0.38 から 0.44 と算出されました。また、3 行が「統合に関する追加合意書」を締結し、普通株式移転比率を発表した日の前日である平成12年10月3日の東京証券取引所における各行の普通株式の終値、ならびに同日を遡る1週間、1 か月間、3 か月間および6 か月間の終値の平均に基づく株式移転比率は、三和銀行 1 に対し、東海銀行 0.53 から 0.57、東洋信託銀行 0.37 から 0.39 と算出されました。

- (2)平成12年3月31日現在の1株当り連結純資産に平成12年8月末時点での修正をいくつか加えた連結純資産分析による株式移転比率は、三和銀行 1 に対し、東海銀行 0.68 から 0.70、東洋信託銀行 0.50 から 0.57 と算出されました。なお、算出に当っては、有価証券の含み損益等、3 行が提出した情報を基に連結純資産の修正を行っております。
- (3)平成12年3月31日現在の連結貸借対照表に基づく1株当り寄与度分析による株式移転比率は、三和銀行 1 に対し、東海銀行 0.61 から 0.81、東洋信託銀行 0.22 から 0.78 と算出されました。なお、寄与度分析に当っては、貸出金、預金に注目し、必要と考えられる修正を加えております。
- (4)平成12年度から平成17年度までの6か年における3行作成の連結当期利益の予測値に基づく1株当り寄与度分析による株式移転比率の6か年の平均値は、三和銀行 1 に対し、東海銀行 0.67 から 0.80、東洋信託銀行 0.48 から 0.58 と算出されました。また、3行作成の平成12年度連結当期利益予測値に基づく1株当り寄与度分析による株式移転比率は、三和銀行 1 に対し、東海銀行 0.61 から 0.71、東洋信託銀行 0.34 から 0.38 と算出されました。
- (5)統合に伴い生じる各行への相乗効果の各行の予測値を考慮し、収益還元法(DCF法)による1株当り現在価値分析に基づく株式移転比率は、三和銀行 1 に対し、東海銀行 0.63 から 0.76、東洋信託銀行 0.31 から 0.52 と算出されました。
- (6)なお、ゴールドマン・サックス証券会社は上記評価方法および分析結果を総合的に勘案し、財務的見地から普通株式移転比率の妥当性について意見表明しております。また、ゴールドマン・サックス証券会社は上記の分析に当って、3行が提供したすべての財務に関する情報およびその他の情報を正確かつ完全なものとして使用しております。

注2.メリルリンチ証券会社が平成12年10月4日意見表明にあたって使用した主要な評価方法および分析結果の概要は以下のとおりであります。

- (1)3行が「基本合意書」を締結し、3行の経営統合について発表した日の前日である平成12年7月4日を遡る1週間、1 か月間、3 か月間、6 か月間のそれぞれの期間における東京証券取引所における3行の普通株式の終値の平均値に基づく株式移転比率は、三和銀行 1 に対して、東海銀行 0.57 ~ 0.62、東洋信託銀行 0.38 ~ 0.44 と算出されました。また、普通株式移転比率発表日の前日である平成12年10月3日を遡る1週間、1 か月間、3 か月間、6 か月間のそれぞれの期間

における東京証券取引所における3行の普通株式の終値の平均値に基づく株式移転比率は、三和銀行1に対して、東海銀行0.53~0.57、東洋信託銀行0.37~0.39と算出されました。

- (2)3行とそれぞれの類似企業との間で、株式の市場価格、取引状況、株価倍率の比較分析による株式移転比率は、三和銀行1に対して、東海銀行0.57~0.71、東洋信託銀行0.25~0.55と算出されました。
- (3)平成12年3月31日現在の3行の連結財務諸表に基づき、3行が提出した資産および負債の時価情報等を修正した1株当りの修正純資産分析による株式移転比率は、三和銀行1に対して東海銀行0.66~0.71、東洋信託銀行0.47~0.59と算出されました。
- (4)3行の経営陣に対するインタビュー結果と3行が提出した財務データ、事業データ、財務予測(統合により期待される戦略上および事業上のメリットに関する情報等を含む)に基づき、収益還元法(DCF法)により算出した1株当り現在価値分析に基づく株式移転比率は、三和銀行1に対して、東海銀行0.57~0.81、東洋信託銀行0.42~0.64と算出されました。
- (5)平成12年3月31日現在の3行の連結財務諸表に基づく1株当りの寄与度分析による株式移転比率は、三和銀行1に対して、東海銀行0.61~0.82、東洋信託銀行0.36~0.71と算出されました。なお、寄与度分析にあたっては3行の総資産、貸出金、預金、および東洋信託銀行の信託勘定の一部、ならびに3行の平成13年3月期の予想連結税引後利益に注目し分析を行っております。
- (6)本案件と類似する日本国内における過去の主要な取引を分析の参考としております。
- (7)なお、メリルリンチ証券会社は上記評価方法および分析結果を総合的に勘案し、財務的見地から普通株式移転比率の妥当性について意見表明しており、各評価方法に特定のウェイトを機械的に適用していないことに留意する必要があります。また、メリルリンチ証券会社は上記の分析に当たって、3行が提供したすべての情報を正確かつ完全なものとして使用しております。

注3. ゴールドマン・サックス証券会社ならびにメリルリンチ証券会社が意見を表明するにあたり使用した前提と条件は、別添の平成12年11月22日付意見書(写)に記載されております。

(ゴールドマン・サックス証券会社 意見書(写))

平成12年11月22日

大阪市中央区伏見町3丁目5番6号  
株式会社三和銀行取締役会御中

名古屋市中区錦3丁目21番24号  
株式会社東海銀行取締役会御中

東京都千代田区丸の内1丁目4番3号  
東洋信託銀行株式会社取締役会御中

拝啓

貴行3行は、株式会社三和銀行(以下「三和銀行」という)、株式会社東海銀行(以下「東海銀行」という)、東洋信託銀行株式会社(以下「東洋信託銀行」という)による金融持株会社(以下「金融持株会社」という)の設立に関し、三和銀行、東海銀行、東洋信託銀行(以下それぞれを「各行」といい、併せて「統合3行」という)の間の平成12年10月4日付「統合に関する追加合意書」(以下「統合合意書」という)に記載されている株式移転比率(以下に定義する)が三和銀行、東海銀行、東洋信託銀行にとって財務的観点から公正であることについてゴールドマン・サックス証券会社(以下その関連会社を含めて「弊社」という)の意見書を提出するよう弊社に要請されました。統合合意書は、各行が共同で金融持株会社を設立し、統合3行それぞれの普通株式1千株あたりに割り当てられる金融持株会社の普通株式(額面5万円)の数の比率(以下「株式移転比率」という)を三和銀行1に対して、東海銀行0.62、東洋信託銀行0.46とすることを含む統合及び統合に伴うその他の事項(以下「統合等」という)の条件を規定しています。

弊社は、その投資銀行業務の一環として、企業合併・買収に関連して事業及び証券の評価に継続的に従事し、上場有価証券及び非上場有価証券の引き受け、競争入札、既発行有価証券の売り出し、私募並びに遺産、法人その他の目的のための評価を継続的に行っています。弊社は、TTB Finance Cayman Limited が平成9年5月に発行した500億円の0.75%交換権付き永久劣後保証社債の共同主幹事案件等を通じて、過去に東洋信託銀行に対して投資銀行サービスを提供しております。ご存知のように、弊社は、統合合意書の締結に至る契約交渉には関与しておらず、また、株式移転比率の決定にも関与しておりません。また、弊社は、各行との事業統合に関し第三者の興

味を打診することを依頼されたことはなく、またそのような打診を行ったこともありません。弊社は、財務アドバイスと証券に関わるサービスを包括的に提供しており、また、通常取引行為において、各行のデリバティブ証券を含む証券を自己の勘定又は顧客の勘定において随時取引し、所有しております。また、弊社は、将来において金融持株会社及びその子会社、関連会社あるいはグループ会社（以下「関係会社等」という）に対し投資銀行サービスを提供することがあります。

本書簡において意見を述べるに当たり、弊社は、各行間の平成12年7月5日付の「基本合意書」、統合合意書、各行の平成11年度までの3事業年度の有価証券報告書と年次報告書、平成12年9月期に係る各行の財務数字、各行のマネージメントがそれぞれ作成した平成12年度の業績予想、統合3行のマネージメントが共同で作成した平成13年度から平成17年度までの金融持株会社の連結財務予測及び各行のマネージメントがそれぞれ作成した平成13年度から17年度までの各行の連結財務予測、各行が平成11年3月に金融再生委員会宛てに提出した「経営の健全化のための計画」、統合3行のマネージメントが作成した統合等がもたらす平成13年度から平成17年度における費用削減と業務上の相乗効果（以下「相乗効果」という）に関する分析、平成12年9月期における各行の連結簿価純資産及び統合3行により作成確認された統合3行の連結簿価純資産に対するいくつかの調整、各行の引当金の過不足を査定するために各行のマネージメントが実施した他2行の資産についての分析及び統合3行のマネージメントが共同で作成した株式移転比率の合理性と妥当性に関する分析等を審査し、あるいはお話をさせていただきました。弊社はまた、各行のマネージメントと、統合等の戦略的な合理性及び予期される利益、更に統合等を斟酌した場合と斟酌しない場合の各行の過去及び現在の事業、財務状況及び将来の見通しに関し、お話をさせていただきました。更に弊社は、各行それぞれの普通株式の市場価格と取引状況を検討し、各行の財務及び株式市場についての一定の情報を他の公開会社である銀行のそれと比較し、その他弊社が適切と思料する調査と分析を実施しました。

弊社は、弊社が議論させていただきあるいは審査検討したすべての財務に関する情報及びその他の情報の正確性及び完全性に依拠しており、本書簡における弊社の意見は、その正確性と完全性を前提としています。弊社は、貸倒引当金の評価の専門家ではなく、各行あるいはそれらの関係会社等の貸倒引当金の過不足について独立した評価を行っておらず、各行又は関係会社等の個別与信記録も審査しておりません。従いまして、弊社は、各行のマネージメントが算定した各行及びその関係会社等の貸倒引当金の総額が貸倒をカバーするに十分であり、統合後の金融持株会社にとっても十分であるこ

とを前提としております。更に、弊社は、各行の同意を得て、三和銀行の第一回優先株式、甲種第一回優先株式、東海銀行の第1回優先株式（甲種優先株式）、第2回優先株式（乙種優先株式）、第3回優先株式（乙種優先株式）、東洋信託銀行の第一回第一種優先株式、第二回第一種優先株式それぞれ1,000株に対して、金融持株会社の第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第三種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式それぞれ1株が割り当てられ、普通株式への転換の条件その他の条件が株式移転比率に影響を与えない形で調整されることを前提としております。また、弊社は、各行の同意を得て、各行は株式移転比率を決定するにあたって、株式移転比率に重大な影響を与えるような将来の資金的抛却、信用供与、その他の投融資を現在想定していないこと及びその想定が今後変わることがないことを前提としております。同様に、弊社は、各行の同意を得て、独立した評価を行うことなしに、各行のデリバティブ取引、スワップ取引、外国為替取引、金融商品取引及びオフバランス貸出関連の金融商品取引に基づく義務が弊社の分析に影響を与えるものではないことを前提としております。各行により弊社に提供され、お話を伺わせていただくことのできた財務の予想数字及び相乗効果に関しては、各行の同意を得て、弊社は、それらの情報が、各行と金融持株会社の、及び連結情報に関しては各行と金融持株会社とその関係会社等の、将来の財務的な業績について各行のマネージメントが現在行うことができる最善の予測と判断を反映するように合理的に作成され、また、かかる相乗効果が想定している金額と時間で実現することを前提としました。弊社は、各行並びに各行の関係会社等に非公開の重要な債務が存在しない旨の各行の確認に依拠しています。弊社はまた、統合3行の株式の金融持株会社への移転及び株式移転比率に基づく金融持株会社の株式の統合3行の株主への割当が、日本の税務上各行及び金融持株会社に課税されない取引であることを各行の同意を得て想定しております。弊社はまた、統合等の実行に必要なすべての政府、監督官庁その他による同意あるいは許認可が、各行又は統合等が予期する利益に負の影響を与えることなく、得られるものであることを前提としております。弊社のアドバイザー・サービスと本書簡に記載された意見は、各行の取締役会が統合等を検討するに当たり情報を提供し支援する目的で提供されるものであり、かかる意見は各行の株主がかかる取引に関しどのように投票すべきかを推薦するものではありません。更に、本書簡は、弊社の書面による事前の同意なくして、他のいかなる目的のためにも使用、回覧、引用あるいはその他の方法により参照されるべきものではなく、その全部又は一部がいかなる文書にも添付されたり、その中に含まれたり、その中で参照されるべきものではありません。

弊社は、統合等の実行後に金融持株会社の普通株式が取引される価格について意見を述べるものではありません。

上記に基づき、また上記に記述した事項を前提とし、更に弊社が適切と思料するその他の事項に基づき、弊社は、株式移転比率がこの書簡の日付現在において各行にとって財務的観点から公正であると考えます。

敬具

ゴールドマン・サックス証券会社

東京支店長 投資銀行部門統括

マネージング・ディレクター

持 田 昌 典

平成12年11月22日

大阪府大阪市中央区伏見町3丁目5番6号  
株式会社三和銀行取締役会 御中

愛知県名古屋市中区錦3丁目21番24号  
株式会社東海銀行取締役会 御中

東京都千代田区丸の内1丁目4番3号  
東洋信託銀行株式会社取締役会 御中

弊社は、株式会社三和銀行(以下「三和銀行」という)株式会社東海銀行(以下「東海銀行」という)及び東洋信託銀行株式会社(以下「東洋信託銀行」といい、三和銀行、東海銀行及び東洋信託銀行を「統合3行」と総称し、その各社を「統合銀行」という)が、平成13年4月2日を目処に株式移転方式により共同で統合3行の完全親会社となる持株会社(以下「共同金融持株会社」という)を設立することを検討していると理解しています。現在検討されている計画(以下「株式移転計画」という)によると、各統合銀行の株式の株主は、それぞれ以下の割合で「株式会社UF」ホールディングスの名前で設立される共同金融持株会社の普通株式の割当交付を受けることが予定されています(かかる株式移転の株式割当比率を、以下「株式移転比率」と総称する)。

(イ)三和銀行の普通株式(額面50円)1,000株に対して、共同金融持株会社の普通株式(額面50,000円)1.00株

(ロ)東海銀行の普通株式(額面50円)1,000株に対して、共同金融持株会社の普通株式(額面50,000円)0.62株

(ハ)東洋信託銀行の普通株式(額面50円)1,000株に対して、共同金融持株会社の普通株式(額面50,000円)0.46株

統合3行の依頼により、弊社は、株式移転比率が各統合銀行にとり財務的観点から妥当であるか否かを検討いたしました。

弊社は、以下に記する見解に至るにあたり、以下の作業及び分析を実施しました。

- (1)各統合銀行の直近3事業年度の有価証券報告書及び平成13年3月期中間決算見込み、その他の公表されている統合3行の事業及び財務に関する情報であって、弊社が弊社の見解を形成するにあたり必要と判断した情報の分析
- (2)各統合銀行の経営陣が作成し、弊社が提供を受けた平成18年3月までの期間にかかる各統合銀行の連結財務予測、ならびに共同金融持株会社の連結財務予想（統合による費用削減、営業上のシナジー効果等の潜在的な将来の財務上の予測を含む）、及びこれらに関する追加補足資料の分析と検討、並びにかかる財務予想に関する各統合銀行の経営陣のインタビュー
- (3)各統合銀行の公開されている情報及び各統合銀行から提供された資産及び負債の時価情報、統合3行の引当金の過不足に関する調整等に基づいて弊社が行い、統合3行により分析のうえ確認された平成12年3月31日現在及び平成12年9月30日現在の各統合銀行の連結貸借対照表上の株主資本への修正の検討
- (4)各統合銀行の株式移転計画による株式移転実行前後の事業及び見通し、統合の戦略的合理性、及び費用削減や営業上のシナジー効果を含む統合のメリットに関する各統合銀行の経営陣のインタビュー
- (5)平成12年7月5日付けの「基本合意書」(以下「基本合意書」という)および平成12年10月4日付けの「統合に関する追加合意書」(以下「追加合意書」という)の検討
- (6)弊社が比較に意味があると判断した類似取引との比較分析
- (7)各統合銀行の株式の市場価格、取引状況、株価倍率の分析、及び類似公開企業との比較分析
- (8)各統合銀行の過去の業績動向の分析、及び類似公開企業との比較分析
- (9)その他弊社が必要または適切と判断した本意見書の日付現在で入手可能な財務分析資料及び経済・市場・金融動向の予測の検討及び分析

本意見書を作成するにあたっては：

- (A) 弊社は、各統合銀行の経営陣による事実の説明、各統合銀行から提供された情報、弊社が審査した情報、及び公開されている情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、その正確性及び完全性に依拠しており、かかる説明または情報が正確かつ完全であることについて弊社自ら独自に検証しておらず、かつ検証する義務を負っていません。
- (B) 各統合銀行またはその子会社、関連会社もしくはグループ会社（以下「関係会社等」という）の貸出債権その他の資産または負債（ヘッジポジション及びデリバティブ・ポジションを含む）について独立した評価または算定を行っていません。また、弊社は貸倒引当金の評価の専門家ではなく、統合3行または関係会社等の貸倒引当金の過不足について独自に評価しておらず、また統合3行または関係会社等の個々の貸出債権に関する与信記録も審査していません。したがって、弊社は、各統合銀行及びその関係会社等が計上している貸倒引当金の総額が将来の貸倒れをカバーするのに十分であることを前提としております。
- (C) 統合3行の経営陣により弊社に提供された上記(2)の財務予想その他の財務の将来情報（費用削減、営業上のシナジー効果等の潜在的な将来の財務上の予測を含む）に関しては、弊社はかかる予測及び情報が合理的な根拠に基づいて作成され、各統合銀行（及び連結情報に関してはその関係会社等）の経営陣が現在入手できる最善の予測と判断に基づいており、それらの予測に従い予測される金額が予測される時期に実現されることを前提としています。さらに、各統合銀行のいずれもが株式移転比率に重大な影響を与えるような資本的抛却、信用供与、その他の投資の具体的計画を有していない旨の各統合銀行の経営陣による説明を受け、それを前提としています。
- (D) 貸倒れから生じる損失の他、各統合銀行及びその関係会社等の資産及び債務（偶発債務を含む）にかかる適切な引当金が、各統合銀行及びその関係会社等の連結財務諸表において計上されていることを前提としています。
- (E) 三和銀行の第一回優先株式（無額面）1,000株、甲種第一回優先株式（無額面）1,000株、東海銀行の第1回優先株式（甲種優先株式）（無額面）1,000株、第2回優先株式（乙種優先株式）（無額面）1,000株及び第3回優先株式（乙種優先株式）（無額面）1,000株、並びに東洋信託銀行の第一回第一種優先株式（無額面）1,000株、第二回第一種優

先株式（無額面）1,000株については、それぞれ共同金融持株会社が新たに発行する第一回第一種優先株式（無額面）1株、第二回第二種優先株式（無額面）1株、第三回第三種優先株式（無額面）1株、第四回第四種優先株式（無額面）1株、第五回第五種優先株式（無額面）1株、第六回第六種優先株式（無額面）1株、及び第七回第七種優先株式（無額面）1株が割当てられることを前提としています。なお、共同金融持株会社が新たに発行する上記の優先株式の内容は、共同金融持株会社の定款（案）に記載されている通りであることを前提としています。

(F) 弊社は、株式移転計画のための契約書（以下「株式移転に関する契約書」という）については、基本合意書および追加合意書が弊社が本意見書を提出する上で検討を要する唯一の契約書であるという前提の下に、それ以外の契約書の案文を検討しておりません。また、共同金融持株会社及び各統合銀行が株式移転に関する契約書に規定されるそれぞれの義務をすべて履行し、株式移転に関する契約書に規定されることのある株式移転計画実行のための条件が全て放棄されることなく成就されるとともに、その実行に必要なまたは望ましい監督官庁その他の許認可または同意（法令または契約に基づくものであるか否かを問わない）が得られ、かつかかる許認可または同意の取得の時期もしくは条件等が株式移転計画が予定している利益に負の影響を与えないことを前提としています。

(G) 株式移転は、会計上、日本において一般に公正妥当と認められている持分プーリング方式で行われ、かつ統合3行及びその株主にとって有税取引とならないことを前提としています。

(H) 弊社は、本意見書の日付現在の金融、市場、経済その他の情勢を前提としており、本意見書の日付現在で弊社に提供され、または弊社が入手した情報に基づいています。

弊社は、基本合意書または株式移転に関する契約書の交渉に関与しておらず、株式移転比率及び優先株割当比率の設定にも参加していません。各統合銀行から本意見書の作成に関連して、弊社は、第三者による統合3行の全部または一部の買収の意思表明を勧誘する許可を頂いておりませんし、またそのような勧誘は行っておりません。

弊社は、株式移転計画に関し、各統合銀行の取締役会に弊社の意見を表明するよう依頼され、かかるサービスの提供に対し各統合銀行から手数料を受領いたします。また、

統合3行は、株式移転計画に関する弊社のサービスから発生しうる一定の損害に関して、弊社に補償することを合意しています。

弊社は、各統合銀行に対して、過去において財務上のアドバイス及び資金調達を含む金融サービスを提供し、かかるアドバイスまたはサービスに対して手数料を受領しており、また将来共同金融持株会社、統合3行またはそれらの関係会社に対して同様のアドバイスまたはサービスを提供することがありえます。弊社の通常の証券業務において、共同金融持株会社、統合3行または関係会社等の債券、株式その他の証券を自己または顧客の勘定で頻繁に取引する可能性があり、したがって随時かかる証券についてロング・ポジションまたはショート・ポジションを有することになる可能性があります。

弊社の本意見書は、各統合銀行の取締役会が使用するために作成され、その目的に資するためのものであります。本意見書は、各統合銀行による株式移転計画の実行の決定の是非についての弊社の意見を述べるものではなく、また各統合銀行の株主が株式移転計画その他関連する事項についていかなる投票行動をとるべきかについて何らかの推奨を行うものではありません。本意見書の内容は、別途弊社と統合3行が締結した契約において特別に認められている場合を除き第三者に開示されないことを前提としており、弊社の事前の同意なくして第三者に開示、複製、引用することはできません。

弊社は、各統合銀行の株式が現在取引されている価格もしくは株式移転計画の実行までの期間中に取引される価格または株式移転計画の実行後に取引される共同金融持株会社の株式の価格について一切見解を示すものではありません。

以上に述べたことに基づき、かつ以上に述べたことを条件として、弊社は、本意見書の日付現在において、株式移転比率は各統合銀行にとって財務的見地から妥当なものであると考えます。

メリルリンチ証券会社東京支店

4. 商法第366条第1項第3号ないし第6号の貸借対照表および損益計算書の内容

(3行の貸借対照表および損益計算書の内容は省略しております)

なお、3行はそれぞれの取締役会において、次のとおりの金額の平成12年度の間配当を行うことを決議しており、平成12年12月8日より、それぞれ当該中間配当金の支払いを開始しております。

株式会社三和銀行 : 総額12,694,410,649円

株式会社東海銀行 : 総額12,450,727,436円

東洋信託銀行株式会社 : 総額 3,676,914,088円

5. 本議案の決議に関する事項

本議案につきましては、3行の臨時株主総会および各種優先株式にかかる種類株主総会における承認ならびに法令に定める関係官庁の認可等により決議の効力が生ずるものといたします。

# 株式会社UFJホールディングス定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社UFJホールディングスと称し、登記上は株式会社ユーエフジェイホールディングスと表示する。

② 当社の英文名は、UFJ Holdings, Inc.と称する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1 銀行、証券専門会社、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理

2 その他前号の業務に附帯する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社が発行する株式の総数は、20,280,000株とし、その内訳は、次のとおりとする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

普通株式	18,000,000株
第一種の優先株式	50,000株
第二種の優先株式	200,000株
第三種の優先株式	50,000株
第四種の優先株式	150,000株
第五種の優先株式	150,000株
第六種の優先株式	80,000株
第七種の優先株式	200,000株
第八種の優先株式	700,000株
第九種の優先株式	700,000株

(株式の消却)

第6条 当社は、取締役会の決議により、50万株を上限として、利益をもって当社の株式を買い受けて消却することができる。

② 前項のほか、当社は、取締役会の決議により、200万株および取得価額の総額2兆円を上限として、資本準備金をもって当社の株式を買い受けて消却することができる。

③ 前2項または定時株主総会の決議による株式の消却は、普通株式または各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類の株式につき行うことができる。

(額面株式、無額面株式の別および端株券の不発行)

第7条 当社が発行する普通株式は、額面株式とし、1株の金額は5万円とする。

② 当社が発行する優先株式は、無額面株式とする。

③ 当社は、端株券を発行しない。

(端株主の権利)

第8条 端株主は、利益配当金および中間配当金を受け取る権利を有する。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権が与えられたときは、端株主もその引受権を有する。

(名義書換代理人)

第9条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。

- ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、端株原簿の記載、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 優先株式

(優先配当金)

第12条 当社は、第40条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下、優先株主という。)または優先株式の登録質権者(以下、優先登録質権者という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、普通株主という。)、普通株式の登録質権者(以下、普通登録質権者という。)または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の利益配当金(以下、優先配当金という。)を支払う。ただし、当該営業年度において第13条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第一種の優先株式	1株につき	37,500円
第二種の優先株式	1株につき	15,900円
第三種の優先株式	1株につき	68,750円
第四種の優先株式	1株につき	18,600円
第五種の優先株式	1株につき	19,400円
第六種の優先株式	1株につき	5,300円
第七種の優先株式	1株につき	11,500円
第八種の優先株式	1株につき	225,000円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額
第九種の優先株式	1株につき	360,000円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額

- ② ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

- ③ 優先株主または優先登録質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(優先中間配当金)

第13条 当社は、第41条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主、普通登録質権者または普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の中間配当金（本定款において、優先中間配当金という。）を支払う。

第一種から第七種までの優先株式 1株につき優先配当金の額の2分の1

第八種および第九種の優先株式 1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額

(残余財産の分配)

第14条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、優先株式1株につきそれぞれ次に定める額を普通株主、普通登録質権者または普通株式の端株主に先立って支払う。

第一種の優先株式 1株につき300万円

第二種の優先株式 1株につき300万円

第三種の優先株式 1株につき200万円

第四種の優先株式 1株につき200万円

第五種の優先株式 1株につき200万円

第六種の優先株式 1株につき100万円

第七種の優先株式 1株につき100万円

第八種の優先株式 1株につき300万円

第九種の優先株式 1株につき300万円

- ② 優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

(優先株式の消却)

第15条 当社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

- ② 前項に基づく優先株式の消却は、各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類の株式につき行うことができる。

- ③ 当社は、第九種の優先株式の発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢等を勘案し妥当と認められる償還価額で、当該第九種の優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

(議決権)

第16条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に定める場合は、この限りではない。

(株式の併合または分割、新株引受権等)

第17条 当社は、優先株式について株式の併合または分割を行わない。

- ② 当社は、優先株主には、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(普通株式への転換)

第18条 第一種から第七種までの優先株主は、完全子会社となる会社における商法第365条の規定による株主総会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該

株主総会決議で定める転換の条件で当該優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

- ② 第八種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で第八種の優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(普通株式への一斉転換)

第19条 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第一種から第八種までの優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、一斉転換日という。)をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が普通株式の額面金額または次に定める額のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

第一種の優先株式	1株につき 750,000円
第二種の優先株式	1株につき 750,000円
第三種の優先株式	1株につき 806,500円
第四種の優先株式	1株につき 564,500円
第五種の優先株式	1株につき 564,500円
第六種の優先株式	1株につき 497,600円
第七種の優先株式	1株につき 493,000円
第八種の優先株式	1株につき 300,000円以上で発行に際して取締役会の決議で定める額

- ② 第一種から第七種までの優先株式については、前項の払込金相当額は、それぞれ次に定める額とする。

第一種の優先株式	1株につき300万円
第二種の優先株式	1株につき300万円
第三種の優先株式	1株につき200万円
第四種の優先株式	1株につき200万円
第五種の優先株式	1株につき200万円
第六種の優先株式	1株につき100万円
第七種の優先株式	1株につき100万円

- ③ 第1項の普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(優先順位)

第20条 各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

#### 第4章 株主総会

(招集の時期および招集地)

第21条 当社の定時株主総会は、毎営業年度最終日の翌日から3月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- ② 当社の株主総会は、東京都千代田区またはその隣接地において招集する。

(招集権者および議長)

第22条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、または議長となる。

(決議の方法)

第23条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第24条 株主は、当該株主総会において議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第25条 第21条第2項、第22条および第24条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

## 第5章 取締役および取締役会

(員数)

第26条 当社の取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第27条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第28条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第29条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。

- ② 取締役会の決議により、取締役社長を定める。
- ③ 取締役会の決議により、取締役会長および取締役副会長を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第30条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長に差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、または議長となる。

(取締役会の招集通知)

第31条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会規則)

第32条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## 第6章 監査役および監査役会

(員数)

第33条 当社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## 第7章 計算

(営業年度および決算期)

第39条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。

(利益配当)

第40条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載された端株主に支払う。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(本定款において、中間配当という。)を行うことができる。

(除斥期間)

第42条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

(優先株式または転換社債の転換の時期と配当金)

第43条 当社が発行する第一種から第八種までの優先株式または転換社債の転換により発行された普通株式およびこれに伴い生じた端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

## 附 則

(設立に際して発行する株式)

第1条 当社の設立は、商法第364条の株式移転による。

- ② 株式移転に際して発行する株式の総数は、5,607,029.13株とし、その内訳は次のとおりとする(平成12年11月20日現在の完全子会社となる会社の発行済株式数を基礎として算出した株式数であり、次項の規定に従う。)

額面普通株式	4,727,029.13株
第一種の無額面優先株式	50,000株
第二種の無額面優先株式	200,000株
第三種の無額面優先株式	50,000株
第四種の無額面優先株式	150,000株
第五種の無額面優先株式	150,000株
第六種の無額面優先株式	80,000株
第七種の無額面優先株式	200,000株

- ③ 完全子会社となる会社が発行した優先株式または転換社債につき平成12年11月21日以降株式移転の日の前日までに普通株式への転換があった場合には、株式移転に際して発行する額面普通株式の数は、前項の規定にかかわらず、次の第1号から第3号までの総数とし、株式移転に際して発行する各種類の無額面優先株式の数は、転換された完全子会社となる会社の優先株式の株主に割り当てられるべき種類の無額面優先株式につき前項にそれぞれ定める数から当該転換された優先株式の数に1,000分の1を乗じた数を減じた数とする。
- 1 2,904,840.036株に株式会社三和銀行が発行した優先株式の転換により発行された普通株式の数を加えた数に1,000分の1を乗じた数(1株の100分の1に満たない端数を除く。)
  - 2 2,252,005.510株に株式会社東海銀行が発行した優先株式の転換により発行された普通株式の数を加えた数に1,000分の0.62を乗じた数(1株の100分の1に満たない端数を除く。)
  - 3 925,968.901株に東洋信託銀行株式会社が発行した優先株式または転換社債の転換により発行された普通株式の数を加えた数に1,000分の0.46を乗じた数(1株の100分の1に満たない端数を除く。)

(最初の営業年度)

第2条 当社の最初の営業年度は、第39条の規定にかかわらず、当社設立の日から平成14年3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の任期)

第3条 当社の最初の取締役および監査役の任期は、第28条および第35条の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(優先株式または転換社債の転換の時期と配当金の特則)

第4条 当社が発行する第一種から第八種までの優先株式または転換社債の転換の請求が当社設立の日から平成13年9月30日までになされたときは、第43条の規定にかかわらず、当該優先株式または転換社債の転換により発行された普通株式およびこれに伴い生じた端株に対する最初の利益配当金は、当社設立の日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

# 各種優先株式についての転換の定め

## 第一回第一種優先株式についての転換の定め

### 1. 転換を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成17年7月31日までとする。

ただし、当会社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

### 2. 転換の条件

本優先株式は、下記の転換の条件で当会社の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

#### イ. 当初転換価額

当初転換価額は、850,600円とする。

#### ロ. 転換価額の修正

転換価額は、平成13年8月1日、平成15年8月1日および平成16年8月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）において、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下「修正計算期間」という。）の東京証券取引所における普通株式の毎日の出来高加重平均株価の単純平均値が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、当該時価が750,000円（ただし、下記ハ.の調整を受ける。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。

上記において、普通株式の出来高加重平均株価の単純平均値とは、修正計算期間の各取引日に関し、ブルームバーグ・エル・ピー（Bloomberg L.P.）が当該日の午前10時から11時の間（ロンドン時間）において提示する「ジェー・ティー・エクイティー・エークューアール」（JT Equity AQR）の画面のうち当会社普通株式の東京証券取引所における出来高加重平均株価を表示する画面としてブルームバーグ・エル・ピーが指定する画面（またはそれに代わる画面もしくはサービス。以下「参照画面」という。）で発表する東京証券取引所における普通株式の売買価格の出来高加重平均値（ただし、上記取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）とする。いずれの場合にも修正計算期間において発生する下記ハ.の調整に準じて調整される。）の算術平均値（10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。）で、当会社または計算代理人が算出したものをいう。

#### ハ. 転換価額の調整

A. 本優先株式発行後次の号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ① 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合  
調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。  
ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- ③ 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合  
調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
- B. 前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。
- C. 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記八・A・②ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、また、株主割当日がない場合は次に定める日における当会社の発行済普通株式数とする。
- ① 株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
- ② その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日
- E. 転換価額調整式に使用する1株当たり払込金額とは、（1）上記八・A・①の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、（2）上記八・A・②の株式の分割により普通株式を発行する場合には0円、（3）上記八・A・③の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- F. 転換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

G. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

二. 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 300\text{万円}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の1,000分の1の位まで算出し、その1,000分の1の位を切り上げる。

第二回第二種優先株式についての転換の定め

1. 転換を請求し得べき期間

平成13年7月1日から平成20年7月31日までとする。

ただし、当会社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2. 転換の条件

本優先株式は、下記の転換の条件で当会社の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

イ. 当初転換価額

当初転換価額は、1,050,000円とする。

ロ. 転換価額の修正

転換価額は、平成13年8月1日以降平成19年8月1日までの毎年8月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）において、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.025を乗じた価額（10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。）に修正されるものとする。ただし、当該時価が1,050,000円（ただし、下記八.の調整を受ける。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、上記45取引日の間に、下記八.に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記八.に準じて調整される。

ハ. 転換価額の調整

A. 本優先株式発行後次の号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当り払込金額}}{1\text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ① 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合  
調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。  
ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- ③ 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合  
調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
- B. 前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。
- C. 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記八・A・②ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記八・A・またはB・に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記八・A・またはB・に準じて調整される。
- D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、また、株主割当日がない場合は次に定める日における当会社の発行済普通株式数とする。
- ① 株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
- ② その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日
- E. 転換価額調整式に使用する1株当たり払込金額とは、（1）上記八・A・①の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、（2）上記八・A・②の株式の分割により普通株式を発行する場合には0円、（3）上記八・A・③の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

- F．転換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- G．転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

二．転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 300\text{万円}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当っては、1株の1,000分の1の位まで算出し、その1,000分の1の位を切り上げる。

### 第三回第三種優先株式についての転換の定め

1．転換を請求し得べき期間

当会社設立の日より平成16年9月30日（日本時間）までとする。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2．転換の条件

本優先株式は、下記の転換の条件で当会社の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

イ．当初転換比率

本優先株式1株は、下記転換比率（以下「当初転換比率」という。）により、当会社の普通株式に転換することができる。

$$\text{当初転換比率} = 0.888$$

ロ．転換比率の修正

当初転換比率は、平成13年10月5日以降平成15年10月5日まで、毎年10月5日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率（以下「修正後転換比率」という。）に修正される。修正後転換比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価}}$$

ただし、計算の結果修正後転換比率が当初転換比率を下回る場合は、修正後転換比率は当初転換比率とし、また、計算の結果修正後転換比率が2.480（ただし下記ハ．により調整する。以下「上限転換比率」という。）を超える場合は、修正後転換比率は上限転換比率になるものとする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

## 八．転換比率の調整

- A．本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記2．イ．およびロ．の転換比率を次に定める算式（以下「転換比率調整式」という。）により調整する。ただし、転換比率調整式による計算の結果転換比率が200万円を普通株式の額面金額で除した数を上回る場合には、200万円を普通株式の額面金額で除して得られる数をもって調整後転換比率とする。調整後転換比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{時価}}}$$

- ① 転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合  
調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 普通株式の分割または併合の場合  
調整後転換比率は、普通株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、また普通株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後転換比率は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。また、調整後転換比率は、普通株式の併合の場合、商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。
  - ③ 転換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合  
調整後転換比率は、その証券の発行日に、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
- B．前項各号に掲げる場合のほか、合併または資本の減少等により転換比率の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する比率に変更される。
- C．転換比率調整式に使用する時価は、調整後転換比率を適用する日（ただし、上記2．八．A．②ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。時価の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- D．転換比率調整式に使用する調整前転換比率は、調整後転換比率を適用する前日において有効な転換比率とし、また、転換比率調整式で使用

する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は次に定める日における当会社の発行済株式数とする。

- ① 株式分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
- ② その他の場合には、調整後転換比率を適用する日の1か月前の日

## 二．転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行} \\ \text{すべき普通株式数} \end{array} = \frac{\text{本優先株主が転換請} \\ \text{求のために提出した} \\ \text{本優先株式数}}{\text{本優先株式数}} \times \text{転換比率}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の1,000分の1の位まで算出し、その1,000分の1の位を切り上げる。

## 第四回第四種優先株式についての転換の定め

### 1．転換を請求し得べき期間

平成14年7月1日より平成21年3月30日までとする。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

### 2．転換の条件

本優先株式は、下記の転換の条件で当会社の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

#### イ．当初転換比率

本優先株式1株は、下記転換比率（以下「当初転換比率」という。）により、当会社の普通株式に転換することができる。

$$\text{当初転換比率} = 2.202$$

#### ロ．転換比率の修正

当初転換比率は、平成14年10月5日以降平成20年10月5日まで、毎年10月5日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率（以下「修正後転換比率」という。）に修正される。修正後転換比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価} \times 1.035}$$

ただし、時価×1.035につき1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。計算の結果、修正後転換比率が3.543（ただし、下記ハ．により調整する。以下「上限転換比率」という。）を超える場合は、修正後転換比率は上限転換比率になるものとする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

### ハ．転換比率の調整

A．本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、前記2．イ．およびロ．の転換比率を次に定める算式（以下「転換比率調整式」とい

う。)により調整する。ただし、転換比率調整式による計算の結果、転換比率が200万円を普通株式の額面金額で除した数を上回る場合には、200万円を普通株式の額面金額で除して得られる数をもって調整後転換比率とする。調整後転換比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{時価}}}$$

- ① 転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合  
調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降にこれを適用する。
  - ② 普通株式の分割の場合  
調整後転換比率は、普通株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、また、普通株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後転換比率は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
  - ③ 転換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合  
調整後転換比率は、その証券の発行日に、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。
- B. 前項各号に掲げる場合のほか、合併もしくは資本の減少または株式の併合等により転換比率の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する比率に変更される。
- C. 転換比率調整式に使用する時価は、調整後転換比率を適用する日(ただし、上記2. 八. A. ②ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- D. 転換比率調整式に使用する調整前転換比率は、調整後転換比率を適用する前日において有効な転換比率とし、また、転換比率調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は次に定める日における当会社の発行済株式数とする。
- ① 株式分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日

- ② その他の場合には、調整後転換比率を適用する日の1か月前の日
- 二．転換により発行すべき普通株式数  
本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数}}{\text{本優先株式数}} \times \text{転換比率}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当っては、1株の1,000分の1の位まで算出し、その1,000分の1の位を切り上げる。

## 第五回第五種優先株式についての転換の定め

### 1．転換を請求し得べき期間

平成15年7月1日より平成21年3月30日までとする。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

### 2．転換の条件

本優先株式は、下記の転換の条件で当会社の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

#### イ．当初転換比率

本優先株式1株は、下記転換比率（以下「当初転換比率」という。）により、当会社の普通株式に転換することができる。

$$\text{当初転換比率} = 2.202$$

#### ロ．転換比率の修正

当初転換比率は、平成15年10月5日以降平成20年10月5日まで、毎年10月5日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率（以下「修正後転換比率」という。）に修正される。修正後転換比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価} \times 1.035}$$

ただし、時価×1.035につき1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。計算の結果、修正後転換比率が3.543（ただし、下記ハにより調整する。以下「上限転換比率」という。）を超える場合は、修正後転換比率は上限転換比率になるものとする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

### ハ．転換比率の調整

A．本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、前記2．

イ．およびロ．の転換比率を次に定める算式（以下「転換比率調整式」という。）により調整する。ただし、転換比率調整式による計算の結果、転換比率が200万円を普通株式の額面金額で除した数を上回る場合には、200万円を普通株式の額面金額で除して得られる数をもって調整後転換比率とする。調整後転換比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{時 価}}}$$

- ① 転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合  
調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降にこれを適用する。
  - ② 普通株式の分割の場合  
調整後転換比率は、普通株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、また、普通株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後転換比率は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
  - ③ 転換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合  
調整後転換比率は、その証券の発行日に、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。
- B. 前項各号に掲げる場合のほか、合併もしくは資本の減少または株式の併合等により転換比率の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する比率に変更される。
- C. 転換比率調整式に使用する時価は、調整後転換比率を適用する日（ただし、上記2.ハ.A.②ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- D. 転換比率調整式に使用する調整前転換比率は、調整後転換比率を適用する前日において有効な転換比率とし、また、転換比率調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は次に定める日における当会社の発行済株式数とする。
- ① 株式分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
  - ② その他の場合には、調整後転換比率を適用する日の1か月前の日
- 二. 転換により発行すべき普通株式数  
本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数}}{\text{本優先株式数}} \times \text{転換比率}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当っては、1株の1,000分の1の位まで算出し、その1,000分の1の位を切り上げる。

## 第六回第六種優先株式についての転換の定め

### 1. 転換を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成26年7月31日までとする。

ただし、当会社の株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

### 2. 転換の条件

本優先株式は、下記の転換の条件で当会社の額面普通株式(以下「普通株式」という。)に転換することができる。

#### イ. 当初転換価額

当初転換価額は、710,900円とする。

#### ロ. 転換価額の修正

転換価額は、平成13年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(ただし、当該日が東京証券取引所において、当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)のある日(以下本項において「取引日」という。)でない場合にはその直前の取引日。(以下それぞれ「決定日」という。)(当日も含む。)に終了する、30取引日(以下「修正計算期間」という。)の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1,000円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な転換価額を1,000円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日(以下「効力発生日」という。)において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。

ただし、それぞれの算出金額が569,600円(ただし、下記八.の調整を受ける。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、下限転換価額を修正後転換価額とする。

なお、修正計算期間において、下記八.に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記八.に準じて調整される。

### 八. 転換価額の調整

A. 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額(下限転換価額を含む。)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、当該額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ① 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合  
調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株

主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降これを適用する。

ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

③ 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

B. 前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

C. 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記八・A・②ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に、上記八・A・またはB・に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記八・A・またはB・に準じて調整される。

D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、また、株主割当日がない場合は次に定める日における当会社の発行済普通株式数とする。

① 株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日

② その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日

E. 転換価額調整式に使用する1株当たり払込金額とは、(1)上記八・A・①の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(2)上記八・A・②の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円、(3)上記八・A・③の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

F. 転換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

G. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

## 二. 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 100\text{万円}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき株式数の算出に当たっては、1株の1,000分の1の位まで算出し、その1,000分の1の位を切り上げる。

## 第七回第七種優先株式についての転換の定め

### 1. 転換を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成21年7月31日までとする。

ただし、当会社の株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

### 2. 転換の条件

本優先株式は、下記の転換の条件で当会社の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

#### イ. 当初転換価額

当初転換価額は、704,300円とする。

#### ロ. 転換価額の修正

転換価額は、平成13年6月15日以降平成20年6月15日まで毎年6月15日（ただし、当該日が東京証券取引所において、当会社普通株式の普通取引の最終売買価格のある日（以下本項において「取引日」という。）でない場合にはその直前の取引日。以下それぞれ「決定日」という。）（当日も含む。）に終了する、30取引日（以下「修正計算期間」という。）の東京証券取引所における当会社普通株式の毎日の出来高加重平均株価の単純平均値が当該決定日現在有効な転換価額を1,000円以上下回る場合には、当該決定日直後の6月30日（以下「効力発生日」という。）において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。

ただし、それぞれの算出金額が493,500円（ただし、下記八.の調整を受ける。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、下限転換価額を修正後転換価額とする。

上記において、当会社普通株式の出来高加重平均株価の単純平均値とは、修正計算期間の各取引日に関し、ブルームバーグ・エル・ピー（Bloomberg L.P.）が当該日の午前10時から11時の間（ロンドン時間）において提示する「ジェー・ティー・エクイティー・エークューアール（JT Equity AQR.）の画面のうち当会社普通株式の東京証券取引所における出来高加重平均株価を表示する画面としてブルームバーグ・エル・ピーが指定する画面（またはそれに代わる画面もしくはサービス。以下「参照画面」という。）で発表す

る東京証券取引所における当会社普通株式の売買価格の出来高加重平均値（ただし、上記取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の最終売買価格。いずれの場合にも修正計算期間において発生する下記八．の調整に準じて調整される。）の算術平均値（1,000円未満は切り上げる。）で当会社が算出したものをいう。

#### 八．転換価額の調整

A．本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、当該額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ① 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合  
調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降これを適用する。  
ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
  - ③ 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合  
調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
- B．前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。
- C．転換価額調整式に使用する1株当り時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記八．A．②ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に、上記八．A．またはB．に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記八．A．またはB．に準じて調整される。

D．転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、また、株主割当日がない場合は次に定める日における当会社の発行済普通株式数とする。

① 株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日

② その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日

E．転換価額調整式に使用する1株当たり払込金額とは、(1)上記八．A．①の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(2)上記八．A．②の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円、(3)上記八．A．③の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

F．転換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

G．転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

## 二．転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 100\text{万円}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき株式数の算出に当たっては、1株の1,000分の1の位まで算出し、その1,000分の1の位を切り上げる。

## 6 . 定款一部変更の件

### ( 変更の理由および議案の要領 )

3行は、定款において基準日を規定し、定時株主総会その他必要があるときは、基準日の最終の株主名簿に記載された株主が権利を行使すべき株主と定めております。

これは、現行制度のもとでは、株主としての権利は、権利行使のときの株主名簿の記載に基づいて行使されるのが原則であります。公開会社にあつては、多数の株主の異動が絶えず行われることが予定されているので、株式事務を的確に行うため、基準日の制度は不可欠のものとして定款に規定しているものであります。

しかし、上記のとおり株式移転が行われますと、3行の株主は完全親会社となる「株式会社UF」ホールディングス」1名となるため、基準日の制度はその必要性を失うこととなりますので、3行の定款における基準日（配当に関する基準日を除く）の条項を削除することといたします。

なお、平成12年度の利益の配当につきましては、3行の定款の規定に基づき、株式移転前の平成13年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、お支払いいたします。

また、3行は、平成12年度利益処分計算書案に関し、普通株式に対する配当については、それぞれ従来の実績を考慮して行うよう努めることを合意しております。

以 上